

改元と年号表記

『平家物語』・『太平記』 付、「四鏡」

今井正之助

はじめに

改元のあった年の表記法には、①「時間の進行に即して改元の前と後とで新旧の年号を使い分ける」、②「改元後の新年号を改元前の部分にも遡って用いる」、③「改元前の旧年号を改元後にも引き続いて用いる」の三つがある。清水真澄氏^{〔1〕}は、①を「即時年号」、②「遡及年号」、③を「延長年号」と名付け、②の遡及年号が「中国の正史に倣い、正統な紀年法」として一般に広まっていたことを踏まえ、「全体的に見て遡及年号を用いることが原則」である読み本系『平家物語』を、「六国史や四鏡に継承されてきた正統な歴史叙述の書の系譜に連る」^{〔2〕}ものであるとしている。従来、軍記物語の年号表記が正面から論じられたことはほとんど無く、重要な問題提起であり、小稿も氏の論に蒙を啓かれたも

のであるが、なおいくつかの角度から論点を整理することが可能であると考え。以下、『太平記』および他の軍記物語をも視野に入れつつ、『平家物語』の年号表記の分析を試みる。

一、改元記事の有無と年号表記

1、延慶本（長門本）

まず第一に、年号の用法と改元記事の有無との関係をも考慮に入れる必要がある。読み本系諸本の中では「即時年号が目立つ」^{〔3〕}という延慶本を見よう。なお、編年体を旨とし、詳細な叙事を伴う永万元年（一一六五）から正治元年（一一九九）の期間を対象とする。

凡例

・×は改元記事無し。

・「」内は史実の改元月日。

・「」内当該記事（物語現在と離れて、他の巻に回顧記事等の中に現れる年号は、年号表記法の判定に影響を与えるものを除いて、原則として扱わない。例えば、巻二に成親の経歴に関連して「嘉応元年冬」の記事があるが、取り上げない）。

・*を付した記事は文書の中に使用されている年号。
・？は即時年号か遡及年号か判定できないもの（改元後の記事については問題のある場合を除いて、分類符号は付さない）。

巻一（第一本）

×永万元年〔長寛三年六月五日〕

「永万元年春ノ頃ヨリ」二条帝不子↓遡及

「永万元年六月廿七日」六条帝即位

×仁安元年〔永万二年八月廿七日〕

「仁安元年今年ハ大嘗会有ベキナレバ」↓？

×嘉応元年〔仁安四年四月八日〕

（嘉応元年・仁安四年の年号を持つ記事無し）↓？

×承安元年〔嘉応三年四月廿一日〕

「嘉応三年正月三日」高倉帝元服↓即時

×安元元年〔承安五年七月廿八日〕

「安元一（元カ）年十一月廿九日」↓？

×治承元年〔安元三年八月四日〕

「治承元正月廿四日」除目↓遡及

「安元三年二月五日」白山神輿、願成寺着↓即時

*「安元三年二月九日」（二通）白山事件関係↓即時

*「安元三年二月廿日」白山事件関係↓即時

「治承元年四月十四日」日吉祭礼中止↓遡及

巻六（第三本）

○養和元年〔治承五年七月十四日〕

「治承五年正月一日」新年↓即時

*「治承五年二月七日」、「治承五年正月十六日」、

「治承五年正月十七日」、「治承五年正月十九日」

↓即時

「治承五年三月十四日」高直謀叛の聞え↓即時

*「治承五年四月十四日」、「治承五年五月十九日」

↓即時

「七月十四日ニ改元アリ。養和元年トゾ申ケル」

*「養和元年十月八日」、「養和元年十月十三日」

巻七（第三末）

○寿永元年〔養和二年五月廿七日〕

「養和二年壬寅正月一日」新年↓即時

「同（五月）廿七日改元アリ。寿永元年ト号ス」

巻九（第五本）

×元暦元年〔寿永三年四月十六日〕

「元暦元年甲辰正月一日」新年↓遡及

「元暦元年二月四日」梶原狼藉↓遡及

卷十（第五末）

* 「元暦元年二月十四日」、「元暦元年二月廿八日」、

「元暦元年甲辰三月七日」↓遡及

* 「元暦元年三月廿八日」維盛入水時の書付↓遡及

卷十一（第六本）

○文治元年「元暦二年八月十四日」

「元暦二年正月十日」義経、西下奏聞↓即時

「元暦二年ノ春ノ暮何ナル年月ナレバ…」↓即時

* 「元暦二年四月十二日」↓即時

「元暦二年四月廿六日」平家生捕の大路渡し↓即時

【同】（五月）廿七日「改元アリテ文治元年トゾ申ケル」

卷十二（第六末）

「文治元年七月ニ平氏無残滅テ…」↓即時

* 「元暦二年八月一日」大仏開眼宣下↓延長（史実の改

元に拠る場合は即時年号）

「元暦二年九月廿九日」土佐房鎌倉出立↓延長

* 「文治元年十二月六日」

「文治元年ノ年ノ晩ニテ有ケレバ…」六代赦され、熱田

で年を越す

×建久元年「文治六年四月十一日」

「建久元年十一月七日」頼朝上落↓？

×正治元年「建久十年四月廿七日」

「正治元年正月十三日」頼朝死去↓遡及

延慶本において、遡及年号が現れるのは、永方・治承・元暦・正治改元時であるが、このいずれにも改元記事が無いことに注意したい。元暦元年の場合、院宣・請文といった文書や、維盛が入水に先立ち、樹皮を削って書き付けた文書という、実際には使用がありえない事例についても遡及年号が用いられている。逆に、改元記事が有る場合（養和・寿永・文治）には遡及年号は見られない。ことに、元暦二年・文治元年の年号のあり方が注目される。改元の史実は八月十四日であるが、延慶本は五月廿七日とし、この物語内の改元に基づき第六末巻頭に「文治元年七月ニ平氏無残滅テ…」という記述が現れる。従って、延慶本には（改元記事がある場合は即時年号を、無い場合は遡及年号を用いる）という原則が意識されているといえよう。

例外は、改元記事が無く、しかも「嘉応三年正月三日」という即時年号が用いられる承安改元時と、遡及年号と即時年号とが混在している治承改元時とである。前者は、盛衰記を除いて『平家物語』には承安年間の記事が記されており、これに先立つ「去嘉応二年十月十六日」という日付を持つ記事（殿下乗合。同廿一日に高倉帝元服定めに参内しようとした基房が清盛の報復を受ける）との繋がりを意識したかと思われる。同様に、安元元年に始まる一連の白山騒動の記述に

おいては、記事の統一上「安元三年」という年号使用を優先したものと判断される。

長門本は延慶本にほぼ準ずるが、卷十八「同（五月）十七日」と卷十九「同日（八月十四日）」との二箇所に文治改元記事を有し、後者に基づき、年号を改めている（「元暦二年七月、平氏のこりなくほろひて…」、「文治元年九月廿九日」土佐房鎌倉出立）という相違がある。

2、四部本・盛衰記

《四部本》

×永万改元 「永万元年の春の比より」↓遡及

×仁安改元 ?

×嘉応改元 ?

×承安改元 ?

×安元改元 ?

×治承改元

「治承元年正月廿四日」除目、*「治承元年四月廿日」

宣旨↓遡及

○養和改元

「養和元年辛丑正月一日」新年↓遡及

【七月十四日、改元有て養和と号する也】

○寿永改元

「寿永元年壬寅正月一日」新年↓遡及

×元暦改元

【同（五月）廿一日、改元有て寿永と号す】

「元暦元年甲辰正月一日」新年、二元暦元年甲辰二月十日「平家の頼入京、*二元暦元年二月十四日」院宣、*

「元暦元年二月廿八日」、*二元暦元年二月廿八日「請文、二元暦元年三月十五日」維盛屋島脱出↓遡及

○文治改元

「元暦元年乙巳正月十九日」義経奏聞、二元暦二年乙巳春暮は何なる年月なれば…、「元暦二年乙巳七月平氏残り無く亡び…」天下静謐↓即時

【八月十四日、改元有つて文治と号す】

×建久改元 ?

×正治改元 「正治元年正月十三日」頼朝死去↓遡及

《盛衰記》

×永万改元 「永万元年ノ春ノ比ヨリ」↓遡及

○仁安改元 ?

○嘉応改元 ?

○承安改元

「嘉応三年正月三日」高倉帝元服↓即時

【今年四月廿一日、改元アリ承安元年ト云】（別記文。

「三月」記事の直前）

×安元改元 ?

○治承改元〔安元三年八月四日〕

〔安元三年正月卅日〕白山神輿門出、*〔安元三年二月九日〕(二通)、*〔安元三年二月日〕、*〔安元三年二月廿日〕↓即時

〔今年改元有テ治承元年トイフ〕(別記文。御輿振記事直前)

〔治承元年四月十三日〕御輿振↓遡及(改元記事との位置関係では、「即時」ともいえる)

〔安元三年五月五日〕明雲公請停止、*〔安元三年五月十一日〕、*〔安元三年五月日〕(二通)↓即時

○養和改元〔治承五年七月十四日〕

〔治承五年正月一日〕新年、*〔治承五年正月日〕

↓即時

〔養和元年〕(割注)改元七月/十四日也〔閏二月一日〕

〔二位殿、清盛に遺言を求める。↓遡及

〔養和元年三月十日〕平家墨僕に布陣↓遡及

〔治承五年五月十九日〕、〔治承五年四月廿八日〕

↓即時

〔養和元年六月十四日〕横田川原合戦↓遡及

〔七月十四日〕改元有テ、養和元年ト云(別記文)。

〔同七月十五日〕記事の直前)

○寿永改元

〔養和二年正月一日〕新年↓即時

〔養和二年五月廿七日、改元有テ寿永ト云〕(別記文。五月十九日記事直前)

〔同(五月)廿七日〕改元ノ定アリ。改養和二年、為壽永元年。〕

〔寿永元年九月四日〕宗盛還任

○元曆改元

〔寿永三年四月十六日改元トアツテ云「元曆」〕(正月一日記事直前)

〔元曆元年正月一日〕新年↓遡及

〔元曆元年正月廿日〕義経ら宇治着↓遡及

〔比八元曆元年正月廿日ノ事ナレバ〕↓遡及

〔元曆元年二月四日〕平家仏事↓遡及

〔元曆元年二月十四日〕、〔元曆元年二月廿八日〕

↓遡及

*〔元曆元年三月廿八日〕維盛入水時書付↓遡及

〔元曆元年三月廿八日〕頼朝正四位下↓遡及

*〔元曆元年十一月日〕

○文治改元

〔元曆二年正月十日〕義経奏聞↓即時

〔元曆二年二月十六日〕住吉神主奏上↓即時

〔元曆二年ノ春ノ暮、如何ナル年、如何ナル日ゾ〕

(別記文)↓即時

〔八月十七日〕改元有リテ文治ト云

×建久改元？

×正治改元 「正治元年正月十三日」頼朝死去↓遡及

四部本（改元記事の無い永万・治承・元暦・正治は遡及年号、改元記事のある文治は即時年号）も、盛衰記（改元記事の無い永万は遡及年号、改元記事のある承安・治承・養和・文治は即時年号）も基本型は延慶本である。ただし、四部本は改元記事の有る養和・寿永にも遡及年号を用い、盛衰記は、同じく治承・養和・元暦に遡及年号をも用いるという大きな特色をもつ。この（改元記事が有りながら遡及年号を使用する）というあり方が、遡及年号を使用する多くの史書に通ずる特徴であることに注意したい。四部本と盛衰記とは、前者は遡及年号の後に改元記事が記されており、後者が遡及年号を用いる場合は同時に改元に言及するのが通例である（永万は除く）という相違がある。一見乱雑に見える盛衰記の年号表記も、それなりの原則に貫かれている。

なお、新年号と改元記事との関係には次の二つの型がある。
（新年号で始め、改元を後記する型）

例…「慶雲元年春正月丁亥朔。天皇御。大極殿。受。朝。
（中略）○五月甲午。備前国獻。神馬。西楼上慶雲見。詔。
大。赦天下。改元為。慶雲元年。」（『続日本紀』卷三）
六国史や『日本紀略』等。 ※四部本はこちらに属する。
（改元の有る年の冒頭にそれに言及する型。当該月日にも改

元記事載せるもの①と載せないもの②とがある）

例…「康和元年己卯 八月廿八日戊戌改。承德三年。為。康和元年。依。天変地震。（中略。八月）○廿八日戊戌改元。「為。康和元年。正家朝臣撰。申之。」」（『本朝世紀』第廿二）。「百鍊抄」・『帝王編年記』・『一代要記』等は冒頭に言及するのみ。 ※盛衰記は②に近い。ただし、養和改元については当該月日にも改元記事あり。

3、闕諍録

『巻第一上』

×永万改元…「永万元年乙酉春比ヨリ」↓遡及

×仁安改元…「仁安元年丁亥二月十九日」という高倉帝

践祚記事あるも、丁亥は仁安二年。践祚史実は

仁安三年二月十九日

×嘉応改元…？

○承安改元…「嘉応三年正月一日」新年↓即時

「同四月有。改元。号。承安元年。」

「承安元年辛卯十二月十四日」徳子入内

×安元改元…？

○治承改元…「治承元年丁酉四月」日吉祭祀中止↓遡及

「治承元年正月廿四日」除日↓遡及

『巻第一下』

「安元三年五月五日」明雲公請停止↓即時

「安元三年五月十一日」、「安元三年五月十六日」、*「安元三年五月十七日」、*「安元三年五月廿九日」↓即時

元三年五月廿九日」↓即時

【同（八月）四日有「改元」申「治承元年」】

（一之下巻末）

《巻第八上》

×元暦改元：「元暦元年正月一日」新年↓遡及

「寿永三年正月廿日」宇治・勢多合戦↓即時

《巻第八下》

「元暦元年甲辰正月十日」平家一谷に布陣

↓遡及

「元暦元年二月十日」平家の頼入京

闘諍録には第一上に遡及年号が見られる。ただし、治承改元記事は第一下の巻末にあり、当の第一下は即時年号（安元三年）を用いており、当該巻の中で、或いは逆に先行して改元記事を記す、四部本・盛衰記の場合と同一には扱えない。

改元記事が有りながら遡及年号を使用するという事例は、他には南都本（巻十一「元暦元年二月七日」）、鎌倉本（巻十一「文治元年五月一日」）にそれぞれ一箇所、ごく例外的に存するのみである（両本の原則は以下の屋代本に近い）。

四部本・盛衰記にはほぼ限定して、史書に広く用いられる年号表記法が見られるということは、両者の性格の一側面を示す

現象として、充分に注意が払われてよいだろう。

4、屋代本・八坂系第一類本

屋代本の場合、永万から正治に至る期間、永万と正治（寛一本以外の諸本共通して遡及年号）との両端を除く仁安から建久の間は即時年号が原則であると思われる。改元年の改元月日以前の日付の記事が無く、確認できない場合も多いが、承安・治承など改元記事が無いにも関わらず、即時年号をとる例があり、逆に遡及年号の使用は見られないからである。

八坂系一類本（三条西本等）は別稿³⁾に述べたように永万から正治に至る期間のうち、永万・建久・正治を除いて全ての改元記事を持ち、確認できる箇所はいずれも即時年号である。この一類本のあり方は、屋代本的基本原则、延慶本的基本原则の両者に合致する。そして、延慶本的基本原则も、改元記事の無い箇所にもみ遡及年号を使用するのであるから、屋代本的基本原则の変型とみなす事も可能である。

二、記事構成と年号表記―寛一本の場合―

さて、寛一本への言及を避けてきたが、語り本系にあつて該本はやや複雑な様相を呈する。寛一本も基本的には即時年号をとっているが、治承・元暦・文治に遡及年号が現れ（いずれも改元記事は無い）、かつ、他の諸本が「正治元年正月

十三日」(日にちには異同あり)とする頼朝死去記事を「建久十年正月十三日」という即時年号で記すという特色をもつ。

治承については巻一を「安元三年三月五日」「安元三年四月十三日」と即時年号で、巻二を「治承元年五月五日」と遡及年号で記す。文治については、巻十一を元暦二年で通し、灌頂巻に限って「文治元年五月一日」と遡及年号が現れ、以下「文治元年九月末」「文治二年春比」と続く。頼朝死去記事の場合はそれ以前に建久元年・建久三年・同六年・建久七年という記事が続いている。「元暦元年三月十五日」という維盛八島脱出記事が、同じ巻十の中で「寿永三年」を冠する記事を前後に従えて現れる事例のみが説明不能であるが、他の治承・文治・正治(建久)の場合はいずれも年号記載の連続性による分かりやすさを意図したものと考えられる。寛一本が灌頂巻を特立するなどの構成上の措置をとっていることと連動する現象であろう。

年号表記のあり方を分析する場合は、改元記事の有無の他にこうした構成上の問題も加味する必要がある。

三、『太平記』および他の軍記物語の年号表記

1、『太平記』

『太平記』の主要な時間は元亨元年(一一三二)、「二年」とする伝本もあり)から貞治六年(一一三六七)に至る期間で

あり、この間の改元記事の有無に留意しながら年号表記法を調査すると以下のようである。ここでは古態本の玄玖本、改元記事の最も詳細な天正本、これに流布本を加えた三本を対象とする。なお、煩雑なので関連する年号記事の全てを挙げることはしない。×は三本共に改元記事無し。○は三本共に有り、◎は天正本にのみ有ることを示す。

×元亨改元(元応三年二月廿三日) ↓?

×正中改元(元亨四年十二月九日)

↓玄・流?

天「正中元年甲子三月廿三日」(独自記事) 遡及

×嘉暦改元(正中三年四月廿六日)

↓玄・流?

天「正中三年三月上旬」(独自記事) 即時

×元徳改元(嘉暦四年八月廿九日) ↓?

◎元弘改元(元徳三年八月九日)

×玄「元弘二年四月十三日」山門火災(西源院本「元年」)。

元年ナルベシ) ↓遡及

○天「元徳三年夏ノ比」山門火災 ↓即時

×流「元弘元年」山門火災(月日無し。ただし、続く記事は「同年ノ七月三日」) ↓遡及

事は「同年ノ七月三日」 ↓遡及

◎正慶改元(元弘二年四月廿八日)

天「元弘二年三月廿六日」 ↓即時

○建武改元〔史実・天「元弘四年正月廿九日」、玄「元弘四年七月」(流「元弘三年」トアルモ四年ナルベシ)〕

玄「元弘四年春比」(流「三年」トアルモ四年ナルベシ)

↓即時

天「元弘四年甲戌正月十一日」↓即時

○延元改元〔史実「建武三年二月廿九日」、玄「(建武二年)

二月廿五日」、天「(建武三年)三月二日」、流「(建武二年)二月廿五日」〕

玄・流「建武二年春比」↓即時

天「建武三年の春の比」↓即時

○暦応改元〔史実・天「建武五年八月廿八日」、玄「同(建武三年)十月三日」。流布本は「同(建武三年)十月三日」

延元への改元とする。〕

玄・流「建武三年六月十日」↓即時

天↓?

○康永改元〔暦応五年四月廿七日〕

玄・天・流「暦応五年春比ヨリ」、*「暦応五年二月日」

(卷廿三) ↓即時

なお、玄・流の卷廿一に「康永元年三月廿日」という日付をもつ法勝寺炎上記事(遡及年号)があるが、孤立的な記事である。天は卷廿三に「同(暦応五年)三月廿日」と記す。

×貞和改元〔康永四年十月廿一日〕

玄・天・流「康永四年」天龍寺建立(続く記事「同八月

天龍寺供養) ↓即時

○観応改元〔貞和六年二月廿七日〕↓?

○文和改元〔観応三年九月廿七日〕

流「観応三年壬辰二月廿六日」直義死去、天「観応三年

閏二月」義興挙兵、玄・天・流「観応三年八月廿七日」

(天「十七日」)後光嚴踐祚↓即時

×延文改元〔文和五年三月廿八日〕↓?

○康安改元〔延文六年三月廿八日〕↓?

○貞治改元〔康安二年九月廿三日、天「同(康安二年)九月晦日」〕

玄・天・流「康安二年二月」↓即時

一部に遡及年号があるが、三本ともに、基本的には改元記事の有無に関わらず即時年号が用いられており、『平家物語』でいえば屋代本のあり方に近い。

2、その他

『平家物語』『太平記』のように長期間に及ぶ事件を扱う軍記物語は少なく、調査には限界があるが、いくつか気づいた事例を報告しておく。

◇『将門記』(現代思潮社古典文庫)には、「承平八年を以て天慶元年と改む」という改元記事があり、それに後出する

記事ではあるが、「承平八年正月三日」「承平八年春二月中旬」「去る承平八年春二月申」という日付が現れる。

◇一類本『平治物語』（岩波新大系）には、「平治二年正月一日」の新年記事があり、「同（正月）十日、世上の動乱によりて、此年号、しかるべからずと御沙汰有て、永暦元年とぞ申ける」という改元記事が後出する。

◇慈光寺本『承久記』（岩波新大系）には、「元暦二年正月二、頼朝舎弟蒲官者範頼・九郎官者義経、讃岐八島二進発シテ、平家ヲ責落」（元暦二年八月十四日に文治改元）、「去建保七年己卯正月廿日、右大臣ノ拜賀ニ勅使下向有テ」（建保七年四月十二日に承久改元）、「童名ヲ三寅ト申若君ヲ、建保七年六月十八日、鎌倉へ下奉ル」という記事が見られる。「建保七年六月十八日」（延長年号）を除いて、いずれも即時年号である。なお広く事例調査の必要があるが、軍記物語の年号の用法は、物語の発端・終末等の一部を除き、即時年号を原則としているとみなされる。

おわりに

清水氏も注意を促すように「紀年法を考える前提条件として、テキストの書承レベルで年号のみの改変が後から加えられなかったか、紀年法のテキストに於ける原態性を吟味」する必要があるが、『平家物語』・『太平記』の諸本の年号表

記法は予想外に明瞭な原則を保持している。故事・先例や物語の首尾の一部を除いて、即時年号を使用するのが軍記物語の原則であると思われる⁽⁶⁾。その変型として、改元に言及しない場合に限り遡及年号を用いるという延慶本や、記事構成を意識して年号を使い分ける寛一本等の方法があった。さらに、四部本・盛衰記のように、史書的な遡及年号使用への傾斜を示す異本もあった。『太平記』については、京大本等丁類系統の伝本の調査に及んでいないが、この年号表記法という視野からも、『平家物語』諸本の多様性が印象的である。

付、四鏡の年号表記

歴史叙述のあり方という観点から、『大鏡』以下の「四鏡」をも調査対象とした。いくつかの注目すべき点があり、付論としてここに記しておく。

『大鏡』（岩波古典大系。括弧内は同書の頁）

◇改元記事無し

◇遡及年号…七例〔昌泰元年戊午四月十日(45)、仁和元年乙巳正月十八日(46)、貞元々年丙子正月三日(54)、天安元年二月十九日(55)、元慶元年正月(57)、永祚元年六月廿六日(95)、長和元年四月廿八日(100)〕

即時年号…五例〔同(延喜)廿三年癸未(48)、永祚二年庚寅正月五日(54)、齋衡四年丁丑二月十九日(59)、昌泰四

年正月廿五日(71)、寛弘九年壬子正月十九日(209)

『今鏡』(新訂増補国史大系)

◇改元記事無し

◇遡及年号：八例〔寛徳元年八月(18)、永承元年やよひのこ
ろ(22)、平治元年二月廿六日(64)、寛仁元年三月十六日
(83)、嘉保元年三月(96)、嘉保元季三月九日(98)、長承
元年六月卅日(171)、永長元年八月七日(181)〕

即時年号：十三例〔寛弘九年二月(19)、長元十年二月三日
(33)、天永四年正月一日(45)、保安五年にや侍けんきさ
らぎにうるう月侍し年(46)、天承二年三月にや侍けん
ら、寛弘九年(81)、同(延久)六年二月二日(83)、天喜
六年(89)、寛治八年(96)、承徳三年六月廿八日(98)、同
(永万)二年七月廿六日(113)、をなじ(永曆)二年九月
十三日(114)、永万二年七月廿七日(114)〕

※『大鏡』『今鏡』に何らかの年号使用の原則があったの
かは不明。特に『今鏡』には以下のような事例がある。

・(師通は)嘉保元季三月九日関白にならせ給。御年卅三。
その三年正月従一位にのぼらせ給。左大臣のかみにつらなる
べき宣旨かうぶらせ給。承徳三年六月廿八日。御年卅八にて
うせさせたまひにき。(同一人物の伝。遡及、即時の使い分
けは依拠資料の影響とは考えられない)

・(基房は)をなじ(永曆)二年九月十三日右大臣にのぼら
せ給て、永万二年七月廿七日攝政にならせ給。御年廿二にを

はしましき。やがて藤氏の長者にならせ給き。仁安三年二月
当今くらゐにつかせ給しに：(永万二年八月廿七日に仁安改
元。寛一本のような年号の連続性が意識されているわけでも
ない)

『水鏡』(新典社校注叢書。高田専修寺本)

中巻(年号が連続して現れる中巻の文武帝以降を問題とする)
◇改元記事

大宝以降、慶雲、和銅、靈龜、養老、神龜、天平感宝の各
改元記事有り。ただし、神龜六年八月五日の天平改元(この
間、神龜五年から天平四年記事無し)、天平感宝元年七月二
日の天平勝宝改元記事(左の傍線部が該当する)は無し。

例、「同(天平)廿年正月に陸奥より金九百両を奉れり
き。日本国に金出で来る事、これより始まりき。これ
によりて四月十八日に年号を天平感宝元年とかへられに
き。されどもこの年号はやがて又かはりにしかば、年代
記などには入り侍らざなり」。

◇いずれも即時年号(六例)

下巻

◇改元記事無し。

◇遡及年号：四例〔天平宝字元年四月に東宮に立ち給ふ(廢帝)。
弘仁元年正月に太上天皇、奈良の都に移り住み給ふ(嵯峨
帝)。承和元年正月二日、淳和院へ朝覲の行幸侍りき(仁
明帝)。嘉祥元年三月廿六日に慈覺大師唐土より帰り給ふ

(仁明帝)

即時年号：四例〔天平勝宝九年三月廿九日(廢帝)。同(天平宝字)九年(称徳帝)。同(神護慶雲)四年三月十五日(称徳帝)。神護慶雲四年八月四日(光仁帝)。天応二年(桓武帝)〕

※『水鏡』が全面的に依拠している『扶桑略記』⁶⁾の型は、即時年号(新年号を傍記。この傍注が当初からのものか不明)で改元記事を伴う。『水鏡』中巻末尾から下巻に相当する聖武天皇下から平城天皇までは、『扶桑』は抄本でしか伝わらず、嵯峨・淳和・仁明天皇紀は欠巻である。従って、『水鏡』下巻の遡及年号記事を『扶桑』に直接確認することはできない。しかし、抄本部分も『扶桑』の型に変化はなく(即時年号。改元記事あり。『水鏡』下巻相当部分では、天平神護、神護慶雲、宝亀、天応、延暦、大同の各改元を確認できる)、『水鏡』下巻が叙事型を変えたのだと思われる。その変化が何故発生したのか詳らかにしないが、改元の不記載と遡及年号の使用とは呼応する現象であろうし、下巻の型が『大鏡』・『今鏡』のそれと通じるものであることを指摘しておきたい。

『増鏡』(岩波大系)

◇改元記事：巻一の治承四年から巻十七の元弘三年にいたる期間、五十三度の改元の内、『増鏡』が記するのは以下の四度ののみ。

・卯月の比、年号あらたまる。天福といふなるべし

(巻二二八七)

・又年号かはりぬ。文暦元年といふ(巻二二八八)

・又年号かはりて、嘉禎元年といふ(巻二二八九)

・まことや、この卯月の比より、年の名変はりにしぞかし。

正慶とぞいふなる(巻二二九六)

◇いづれも遡及年号(十一例)

上述のように、四鏡それぞれに個性があり、一括りにはできない。改元記事の有無も『大鏡』『今鏡』については、それらが紀伝体をとっていることと関わりがあるろう。ただし、『扶桑略記』をそのまま受け継いでいる『水鏡』中巻を除き、『増鏡』をも含め、四鏡は、改元を重要な記事の一つとして叙述していく六国史等の、正統な史書の叙事スタイルからは離れたところに位置するようだ。また、六国史がごく一部(『続日本後記』巻十八巻頭「(承和)十五年正月壬戌朔」)を除いて、遡及年号で一貫しているのに対し、四鏡は『増鏡』以外は必ずしも方法的に徹底していない。

軍記物語についてもこれを一律に論じることが困難であるが、『平家物語』『太平記』のいづれも、改元の記述に熱心な異本を派生しているところに、ゆるやかながらも鏡物と軍記物語との性格の相違の一端を見て取ることも可能である。

その一方で、第三項に述べたように軍記物語が即時年号を基

本とする点においては、六国史や『増鏡』等と異なりをみせる。こうした現象の意味するところについては、稿を改めることとしたい。

注

1、清水氏「文学の歴史叙述に於ける遡及年号について」

『平家物語』の紀年の問題から——(中世文学39, 94-6)。

なお、氏は「紀年法」という術語を使用しているが、ある年をいかなる紀元(建国紀元、キリストの聖誕紀元等)に拠って表すか、を問題にするのが「紀年法」の本来の用法と思われ、ここでは単純に年号表記と称することとする。

2、六国史と四鏡とを同一の範疇で扱うことはできない。付論「四鏡の年号表記」参照。

3、拙稿『『平家物語』『源平盛衰記』と『太平記』——日付操作のあり方をめぐって——汲古書院軍記文学研究叢書(未刊)

4、清水氏は、覚一本では故事(内裏炎上、築嶋)や人物伝

(二条帝「永万元年の春の比より」。明雲「治承五年五月五日」公請停止・「仁安元年二月廿日」座主就任。敦文親王「承暦元年八月六日」。平維盛「元暦元年三月十五日」屋島脱出。建礼門院「文治元年五月一日」出家)に遡及年号が用いられていることに注意し、「これらが編纂された

資料——二次資料に基づくことを示しているのではないかと論じている。まず、敦文親王記事を含め、故事の記載が遡及年号であるのは覚一本に限らず、平家物語一般に通じる現象である。永万元年の記載も諸本に共通する。明雲公請停止「治承五年」と建礼門院出家「文治元年」については巻構成との関わりを無視しがたい。明雲座主就任の史実は「仁安二年二月十五日」であり、覚一本や屋代本の「仁安元年二月廿日」という記述は誤記の可能性を考えるべきである。従って、覚一本の遡及年号使用原則に「人物伝」という枠を想定することは困難と考える。維盛の屋島脱出の「元暦元年」については寂光院本に「寿永三年」とあり、寿永三年と傍書する伝本もあることをも含め、なお後考に待ちたい。

5、なお、即時年号を旨とする記述は『太平記』等にも見られるのであるから、「語り」の問題と即時年号の使用とを直結することには慎重でありたい。

6、平田俊春氏『日本古典の成立の研究』(日本書院, 59.

10)、加納重文氏『歴史物語の思想』(京都女子大学

98-12) 他

(いまい・しよのすけ、本学教授)